



令和元年5月14日	
記者発表	
担当課室	I R推進室
担 当	大石、三木
問合せ先	073-441-2334

和歌山県「I R誘致に関する有識者会議」の設置について

和歌山県が誘致を進めるI R（統合型リゾート）について、今後、特定複合観光施設区域整備法（以下、法律）に基づく手続きを進めるにあたり、幅広い分野の有識者から専門的知見を得るため下記のとおり有識者会議を設置しました。

今後、国から基本方針が示されれば、主体的に進めることとなる実施方針の作成等についてご意見を頂きながら、最終的に法律の趣旨に沿った区域整備計画を作成、申請できるよう取り組んでまいります。

記

- 1 設置日 令和元年5月13日（月）
- 2 委員について （別紙1のとおり）
- 3 設置要綱について （別紙2のとおり）
- 4 第1回 I R誘致に関する有識者会議の開催について
 - ・夏までの開催を予定
 - ・開催に先立ち、資料提供を実施

以上

(五十音順・敬称略)



石川 耕治 (いしかわ こうじ)

弁護士。GT東京法律事務所(Greenberg Traurig Tokyo) 代表パートナー。
早稲田大学高等学院、早稲田大学法学部卒、New York University School of Law、北京大学法学院客員研究員、University of Nevada, Las Vegas, William S. Boyd School of Law客員研究員。
M&A及び資本市場案件を主たる業務とするとともに、Greenberg Traurigのラスベガスオフィスと共同して国内外のゲーミングクライアントに法的分野で助言。



大久保 洋子 (おおくぼ ひろこ)

一般社団法人日本家政学会食文化研究部会 副部会長、一般社団法人和食文化国民会議 理事 (調査・研究部会長)、キッズキッチン協会 会長。
実践女子大学文家政学部卒業、博士(食物栄養) 専攻は調理学・食文化論。管理栄養士。
実践女子大学元教授・学部長、都立高等学校家庭科元教諭、文教大学女子短期大学部栄養科元教授。
著書「江戸の食空間」(講談社)「日本の食文化その伝承と食の教育」(アイ・ケイコーポレーション) 等、多数。



久保 成人 (くぼ しげと)

公益社団法人日本観光振興協会 理事長。
京都大学法学部卒業後、運輸省に入省。国土交通省鉄道局長、大臣官房長等を経て、観光庁長官。
公益財団法人日本ナショナルトラスト理事、一般財団法人アジア太平洋観光交流センター理事、
一般社団法人日本自動車連盟経営諮問委員会委員、一般社団法人ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構副会長、
一般社団法人北前船交流拡大機構副会長。



佐伯 英隆 (さえき ひでたか)

京都大学公共政策大学院 名誉フェロー、(株)イリス経済研究所 代表、日本ゲーミングスタンダード協会 代表理事 等。
東京大学法学部、ハーバード大学 J. F. ケネディ 行政大学院卒。
通産省入省、在ジュネーブ日本政府代表部参事官、島根県警察本部長、大臣官房審議官等を経て京都大学公共政策大学院特別教授。
著書「カジノの文化誌」(中公選書)「カジノの歴史と文化」(中公文庫) 等。



島田 晴雄（しまだ はるお） 【座長】

公立大学法人首都大学東京 理事長、慶應義塾大学 名誉教授。

慶應義塾大学大学院修了後、米国ウィスコンシン大学で博士号取得。労働経済学が専門、経済政策、国際経営、国際関係論など幅広い分野で活躍。小泉政権下で内閣府特命顧問として、政府税制調査会委員や対日投資会議専門部会部会長などを歴任、政府の政策形成にも深く関与。前千葉商科大学学長。

著書「日本経済 瀕死の病はこう治せ！」（幻冬舎2018年）等、多数。



谷口 博昭（たにくち ひろあき）

（一財）国土技術研究センター理事長、芝浦工業大学 客員教授。

東京大学工学部卒業後、建設省入省。近畿地方整備局長、道路局長等を経て、技監、国土交通事務次官。



森 詳介（もり しょうすけ） 【座長代理】

関西電力株式会社 相談役、公益社団法人関西経済連合会 相談役、公益財団法人関西・大阪21世紀協会 会長。

京都大学工学部電気工学科卒業、関西電力株式会社入社、同社取締役社長、同社取締役会長、

公益社団法人関西経済連合会会長、一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会（現 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会）会長などを歴任。



吉川 左紀子（よしかわ さきこ）

京都大学こころの未来研究センター 特定教授。

京都大学教育学部卒、同大学院教育学研究科博士課程認定退学、追手門学院大学文学部助手、同講師、同助教授、京都大学教育学部助教授、同教授を経て、こころの未来研究センター教授、センター長（2007-2018）。専門は認知心理学・認知科学。

日本認知心理学会理事、科学技術振興機構研究開発運営会議外部専門家、科学技術振興機構研究成果展開事業（COIプログラム）構造化チームメンバー、京都市社会福祉審議会委員 等。

和歌山県「IR誘致に関する有識者会議」設置要綱

（設置及び目的）

第1条 和歌山県（以下「県」という。）は、特定複合観光施設（以下「IR」という。）を誘致するに当たり、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する区域整備計画の作成からその認定の申請までの過程において、幅広い分野からの専門的知見に基づく助言又は意見を得ることを目的に「IR誘致に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について助言を与え、又は意見を述べるものとする。

- （1）法第6条第1項に規定する実施方針に関すること。
- （2）法第9条第1項に規定する区域整備計画に関すること。
- （3）法第13条第1項に規定する実施協定に関すること。
- （4）その他県のIR構想に関すること。

（座長及び座長代理）

第3条 有識者会議に、座長及び座長代理を置き、それぞれ和歌山県知事（以下「知事」という。）が指名する委員をもって充てる。

- 2 座長に事故があるときは、座長代理がその職務を代理する。

（委員）

第4条 知事は、有識者会議の委員を選定する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、新たに委員を加えることができる。
- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げないものとする。

（有識者会議の開催）

第5条 有識者会議は、知事の求めに応じて座長が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、職員との接触等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（設置期間）

第7条 有識者会議は、第1条に規定する目的を達成するまでの間、設置する。

（庶務）

第8条 有識者会議の庶務は、和歌山県企画部企画政策局企画総務課IR推進室において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。